

議案第 4 号

野田市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

野田市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月4日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市火災予防条例の一部を改正する条例

野田市火災予防条例（昭和37年野田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「第48条」を「第49条」に、「第49条・第50条」を「第50条・第51条」に改める。

第50条を第51条とし、第49条を第50条とする。

第6章中第48条を第49条とし、第47条の次に次の1条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第48条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令又はこれに基づく命令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## 提案理由

防火対象物の消防用設備等に消防法令違反が認められた場合、消防法令の規定による改善命令を行う前に、建物の危険性に関する情報を公表するため、所要の改正を行おうとするものである。

